

府教委「平成22年度 分校（分教室）の整備規模について（基本方針）」

# 「分校（分教室）の設置期間の最大規模をもとに設計の発注

## （スプリンクラーの設置と厨房改修）をおこなう」

### 「対象者については、6月中旬をめぐりに4地域すべてにおいて確定する」

5月12日、府教委は府障教に対して、「平成22年度 分校（分教室）の整備規模について（基本方針）」を説明しました。今回の「基本方針」は、分校（分教室）の設置期間の最大規模を想定し、「この規模をもとに設計の発注をおこなう」とし、分校（分教室）で学ぶ「対象者」については、「今後検討を重ね、6月中旬をめぐりに4地域すべてにおいて確定する」としています。

府教委が示した、府内4地域における、  
分校期間での在籍最大生徒数予定、  
分校で学ぶ「対象者」の想定、給食の  
喫食数（職員含む）の想定、校舎の使  
用フロアの方針は次のとおりです。

#### 1 豊能・三島地区

150人  
吹田支援の「社会自立のためのコース  
（仮称）」在籍生徒及び高槻支援、茨木  
支援校区の生徒のうち条件を満たす希  
望者を想定  
230人  
2階まで使用

#### の条件

- 1) 高等部生徒（新1・2年）
- 2) 保護者および本人が希望する生徒のうち、通学が可能である生徒（指定された通学バス等の条件を踏まえて）
- 3) 「社会自立のためのコース（仮称）」を希望し、コースの目的を理解してくれる保護者および本人。

#### 2 北河内地域

200人  
寝屋川支援の高等部生徒全員と交野支  
援・生活課程生徒のうち対象通学地域  
の生徒を想定  
300人  
3階までを使用

#### 3 中河内・南河内地域

230人  
八尾支援の高等部生徒全員（八尾支援  
より高等部進学時の通学地域が、東大  
阪支援を含む）を想定  
350人  
3階までを使用

#### 4 泉北・泉南地域

90人  
佐野支援の校区内で対象通学区域を設  
定。その通学区域内の高等部生徒を想  
定  
140人  
校舎については、2階建て

#### 5 その他の府教委の説明

（1）設備・備品等整備と予算について  
引き続き関係校と協議を続けるが、ス  
プリンクラーの設置、転落防止柵の設置、

厨房改修に必要な予算が確定しておらず、  
備品等の購入予算規模を示すのは現時点  
では難しい。新校に移行する事が決まっ  
ている「鳥飼」については、国庫補助も  
検討できるが、その他は難しい。備品・  
消耗品については本校から移動してもら  
うことも考えている。

#### （2）仮校舎の位置づけについて

今回の「整備規模」は仮校舎としての  
ものであり、新校のコンセプトとは全く  
別であると考えている。支援教育課とし  
ては分校としてスタートできるように関  
係課と協議をしている。

#### （3）使用しない校舎フロアについて

スプリンクラー等を整備しないと、消  
防法上、使用ができなくなる。また、生  
徒の安全確保の観点から、使用しないフ  
ロアについては立ち入りができないよう  
に「封鎖」をする予定である。

#### （4）仮校舎の工事内容図面など

工事は施設課が担当する。工事の図面  
や仕様書を府障教に情報提供が可能かど  
うかは、担当課ではないので現時点では  
回答できない。

#### （5）新校整備に対する要望について

予算要求が秋にはじまるので、それま  
では「基本設計」を確定する必要がある。  
どのような図面を引くかは専門家に  
おまかせしている。府障教やよくする会  
との懇談が可能かどうかは検討したい。

#### 6 当面のとりくみ

府教委は、分校で学ぶ「対象者」につ  
いて、今後検討を重ね、6月中旬をめぐ  
りに4地域すべてにおいて確定する」とし  
ています。府教委が学校建設を急ぎたい  
ために、「仮校舎」という異例中の異例  
措置により、転校をよぎなくされる子ど  
も・保護者および該当校関係者にとつて  
は重要な問題です。文部科学省は「学校  
施設整備指針」の改訂等について（通知）  
において「計画的な整備」として、「専門  
家、教職員、地域の人々の参画を促すな  
どして、関係者間で共通理解が得られる  
よう努めること」を明記し。当事者参加  
の重要性を指摘しています。各分会では、  
情報を保護者に開示し、学校長に説明を  
求めるなど、参加と共同の学校づくりの  
観点で、保護者・当事者の意見が反映さ  
れると取り組みをすすめます。

#### 第2回学校建設地域別検討委員会

6月2日（火）7時 705号室